

# 令和4年度 多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業 こだわり県産たまご・豚肉活用商品販売会 実施要項

宮城県農政部畜産課

## 1 目的

多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業の一環として、多様で特色ある県畜産物（卵・豚肉）及びそれを活用した商品のPRや情報発信を行い、県畜産物の消費を促進する。

-多様性に満ちた県内の特色ある卵・豚肉の魅力をより多くの県民に発信し、商材としてこれら畜産物を取り扱う販売事業者の販路の定着・拡大につなげるため、県庁行政庁舎1階玄関ホールで展示・即売を実施する。

## 2 主催

宮城県農政部畜産課

## 3 実施場所

県庁行政庁舎1階玄関ホール（別紙図面参照）

※ なお、感染症の緊急事態宣言やまん延防止重点措置等により当事業の実施が困難と判断された場合や実施期間中に他事業の行事（各種イベント、団結式等）が実施される場合等は、中止になる場合がある。

## 4 実施期間

令和4年6月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで

## 5 実施内容

### （1）出展対象者

- ・食品等事業者（小売業・飲食店）
- ・採卵養鶏生産者（直売）
- ・生産者団体
- ・県
- ・市町村（単独・広域又は複数）

※ 団体においては実施条件を厳守し、運営責任者を実施団体内から選任すること。  
なお、広域及び複数市町村で実施する際は、当該市町村間で調整すること。

### （2）展示・即売物

県内に主たる事業所を有する事業者等の商品で、事前に販売商品として届出した食品

(生鮮食品, 加工食品)に限る。

(3) 展示・即売物の要件

展示・即売物は, 次の要件を満たすこと。

イ 県内で生産された鶏卵・豚肉を原料に使用して製造されたもので, 銘柄(ブランド)あるいは生産者(生産農場でも可)を明記して販売するもの。

ロ 食品表示法, 食品衛生法, 不当景品類及び不当表示防止法, 計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの。

※別紙参照のこと。

(4) 出展期間

1 出展者あたり3日単位の開催を原則とする。ただし, 複数の事業者や市町村が共同で出展する等の場合においては, 出展者全体で3日の開催期間としてもよいものとする。

(例) 事業者A 10/5

事業者B 10/5~10/7

事業者C 10/6~10/7

出展者全体で10/5~10/7の3日間の開催

(5) 実施時間

イ 午前10時から午後2時までの販売を原則とする。

ロ 午前10時までに販売準備を整えること。

ハ 午前10時前の販売は行わないこと。

ニ 準備と後片付けを含めて午前9時から午後3時までとする。

(6) 会場使用料

無料

(7) 使用可能な備品等

イ 貸し出し可能な備品

・折りたたみテーブル(大): 2台(240cm×75cm)

・折りたたみ椅子: 2台(44cm×51cm×74cm)

ロ 持ち込み可能な備品

レジスター, 冷凍・冷蔵庫

※ 電気容量1,200W以内でかつ指定された許可場所内に設置できる場合に限る。

※ 上記以外の備品の持込は認めない。

※ ポスター等の掲示用パネルについては、事前に相談すること。

※ 備品は『7.8m×2.5mの範囲』に収まるように設置すること。(使用可能面積10.8m×2.5m)

#### (8) 補助金の活用について

本販売会への出展に係る経費(例えば、備品のレンタル費や搬送費等)は、多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業(消費促進活動支援メニュー)補助金の対象となる。

### 6 出展手続きのスケジュール

時期	手続き
開催1ヶ月前	実施までのスケジュールや必要な書類等について、畜産課から実施主体へ電子メールで通知
開催2週間前	イベント企画書・行政庁舎1階玄関ホール使用届書・販売商品一覧を畜産課まで電子メールで提出
開催終了後1ヶ月以内	展示・即売会に係る売上額を畜産課まで報告

### 7 実施条件

実施に際しては、以下の条件を厳守すること。

なお、これらの条件が遵守されない場合には、期間中であっても、直ちに展示・即売を中止させることとなるので、十分留意すること。

(1) 出展者は運営責任者を選任し(団体の場合は団体内から選任(実施主体が県である場合は県の職員、市町村である場合には市町村の職員))、次の役割を担わせること。

イ 展示・即売会の運営全般に対する管理指導

ロ HACCPに沿った衛生管理及び食品表示の適正化に対する管理指導

※ 運営責任者は事前に届け出た販売リストと販売する物品が合致するか確認すること。

※ 販売商品の表示について、期間の初日に確認指導を実施する場合があるので、運営責任者は立ち会うとともに、指摘事項があった場合には、責任を持って関係者へ周知徹底を図ること。

(2) 本事業は、県ホームページなどを通じて県民に事前告知をすることから、災害その他のやむを得ない場合を除いて日程の変更や中止を認めないので、留意すること。

(3) 本要項の1の記載のとおり、本事業は多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業の

一環で開催するものであり、宮城県産畜産物（豚肉・卵）、またはそれらを原材料とした加工食品の販売を行い、地産地消の推進に努めること。

※県から、県主催の販売会の開催チラシや県産畜産物紹介パンフレット等の設置を求めることがあるため、その場合には展示スペース内の設置に協力すること。

（４）当日は、以下の事項を遵守すること。

イ 指定された実施区域を厳守すること。区域をはみ出して備品等は設置しないこと。

ロ HACCPに沿った衛生管理を徹底すること。

ハ 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を展示・即売する場合は、適切に温度管理ができる冷凍・冷蔵庫を持ち込むこと。

ニ 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防措置を講じること。

ホ 行政庁舎内での開催であることから、他の目的で訪れる一般来庁者や見学者の妨げにならないように十分配慮すること。特に、密封包装とするなど、においが漏れないように対応策を講じること。

ヘ 試食は、禁止とする。

ト 呼び込み行為は、行わないこと。

チ 壁面に跡が残るセロファンテープ等による貼付は行わないこと。

リ 使用済みの段ボール箱やゴミは、きちんと持ち帰ること。また、来庁者の目に触れる場所にゴミ等を放置しないこと。

ヌ 夜間、販売商品の在庫や持ち込み備品を備品倉庫内に保管しないこと。

ル 販売商品の苦情等については、出展者が対応すること。

(別紙)

## 食品表示とHACCPに沿った衛生管理について

●令和4年4月1日以降に製造・販売される加工食品には原料原産地を必ず表示する必要があります。

全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合が最も高い原材料に対して、その原産地の表示が義務付けられており、本販売会における加工食品も対象です。

(参考)

消費者庁ホームページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/country\\_of\\_origin/index.html#business](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html#business)

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/site/annzennanshinn/jigyoushasetsumeikaisiryou.html>

●食品衛生法が一部改正されました。（令和3年6月1日から全部施行）  
本販売会における食品の取り扱いも対象となります。

【主な改正内容】

原則、

- ・全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められます。
- ・営業届出制度が創設されます。

本販売会に出展する場合は、一部の届出対象外営業者（採取業等）を除き、事前に『仙台市保健所青葉支所（青葉区役所内）』へ届出をする必要があります。これまで許可・届出が不要であった完成品（包装品）や弁当・総菜の販売も届出対象になりますので注意してください。原則、全ての食品等営業者に食品衛生責任者の設置が求められます。

(参考)

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/houkaisei.html>

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/junshu.html>